

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 薄小森線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>秩父郡小鹿野町両神小森字押留二四四 七番一地从ら同郡同町両神小森字押 留二四三二番一地从まで</p>	区 間
一四・八九〇一九・八一	九・五八〇一三・七一	敷地の幅員 (メートル)
	二八・四〇	延長 (メートル)
		備 考